

◎新潟県告示第1362号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

平成26年10月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
10 リットル	N09152415	1	新潟県南魚沼市宮454-1 有限会社 ヤマトミ 五十沢給油所
20リットル	N09152416 ～	21	
	N09152436		